

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

高額なマネジメント 契約トラブルに 注意



芸能人になるためオーディションを受けに行ったところ、高額なマネジメントなどの契約を結ばされたなどのトラブルがあります。

事 例

- 声優のアルバイトをするつもりが、出演にはレッスン料が必要と迫られた。
- 仕事をもらうために業務提携契約をし、解約を申し出たら高額な解約料を請求された。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 支払った費用は後で回収できるなどと言われて契約しても、実際にはきちんとしたレッスンが受けられなかったり仕事を紹介してもらえなかったりするなどのトラブルもあります。その場では契約せず、具体的な活動内容やサポート体制、さらなる費用負担の有無、解約条件など契約内容をよく確認しましょう。
- クレジット契約や借金をしてでも契約するよう勧めてくる事業者もあります。契約しても必ず仕事や報酬につながるとは限りません。家族や周囲の人に相談するなど慎重な判断を心がけましょう。
- 少しでも不安に思ったら、**すぐに消費生活センターなどにご相談ください。**